

協議第2号
可児市地域公共交通網形成計画
について

地域公共交通網形成計画について

「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする
「マスタープラン」

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

第五条

2 地域公共交通網形成計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 持続可能な地域公共交通網の形成に資する**地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針**

二 地域公共交通網形成計画の**区域**

三 地域公共交通網形成計画の**目標**

四 前号の**目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項**

五 地域公共交通網形成計画の**達成状況の評価に関する事項**

六 **計画期間**

七 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通網形成計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

3 地域公共交通網形成計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項を定めるよう努めるものとする。

今後のスケジュール（案）について

	H30.7	8	9	10	11	12	H31.1	2	3	4	5	6
1. 計画準備	←→											
2. 可児市地域公共交通網形成計画（案）の検討												
地域公共交通網形成計画の基本的な方針		←→										
地域公共交通網形成計画の区域と計画期間		←→										
地域公共交通網形成計画の目標			←→ 指標・基準値					←→ 目標値				
目標を達成するために行う事業・実施主体					←→ 素案		調整	調整	修正			
計画の達成状況の評価に関する事項									←→ とりまとめ			
3. 可児市地域公共交通協議会（4回）		8/29										
4. パブリックコメント										←→		
5. 計画策定												

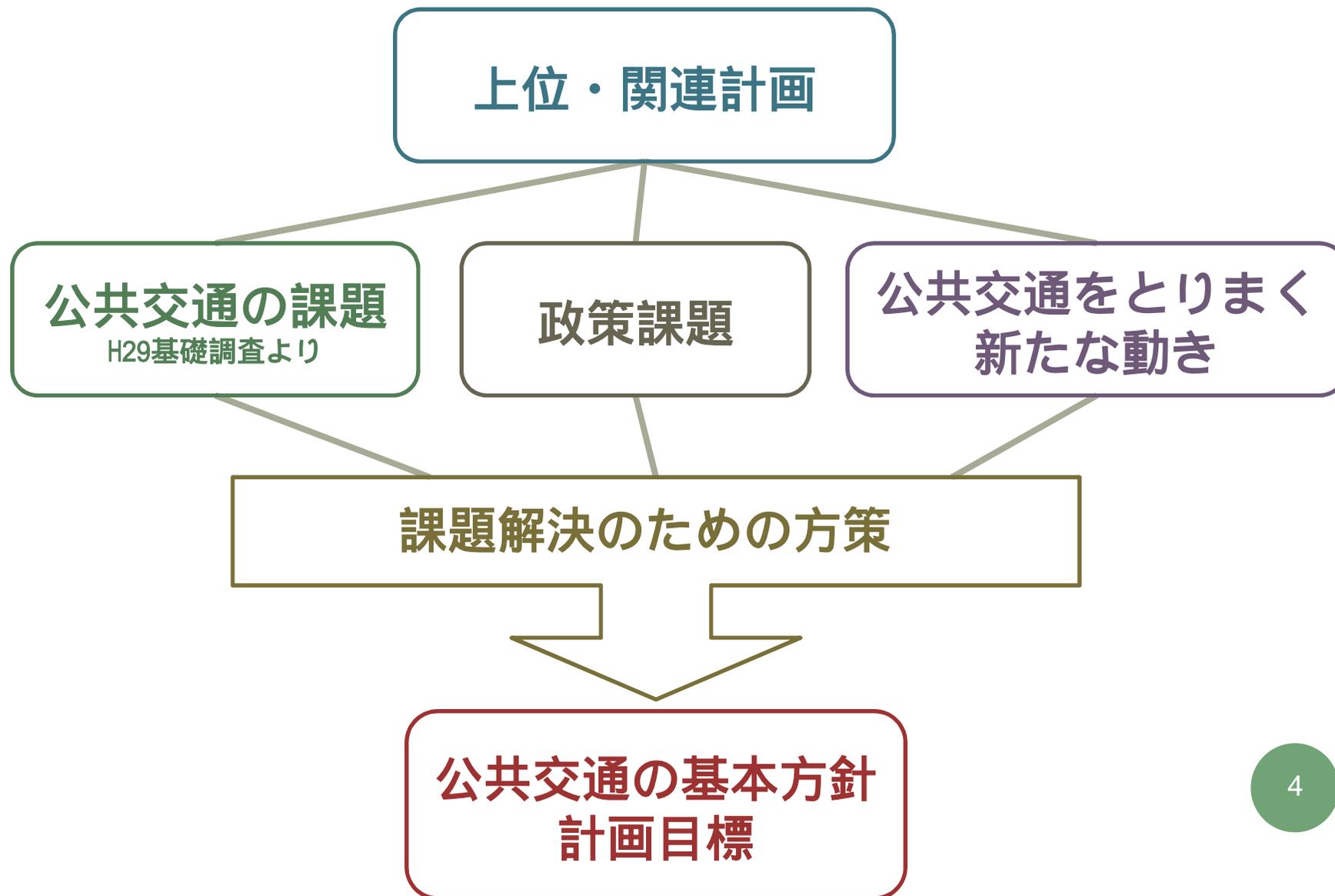
網形成計画の概要とスケジュールについて

公共交通の基本方針と計画目標について

アクションプログラムについて

網形成計画案について

公共交通の基本方針と計画目標について



公共交通の基本方針と計画目標について

上位・関連計画 目指すべきまちの姿

可児市第四次総合計画後期基本計画

住みごこち一番・可児

- ・ 高齢者の安気づくり
- ・ 子育て世代の安心づくり
- ・ 地域・経済の元気づくり
- ・ まちの安全づくり



第二次可児市都市計画マスタープラン

定住・移住の促進に向けた快適な居住環境の確保

都市機能の集積、多様な都市機能を結ぶネットワークの強化

秩序ある開発の誘導と自然環境や優良農地の保全

災害に強い都市、安心・安全な市街地環境の形成

自然や歴史・文化を身近に感じる、ゆとりある生活空間の創出

公共交通の基本方針と計画目標について

公共交通の課題

H29基礎調査より

3つの拠点を中心に可児市と周辺市町及び名古屋を結ぶ広域的な公共交通ネットワークの維持・活性化

公共交通相互及びその他交通手段との連携強化と乗り継ぎがしやすい交通結節点整備

公共交通に関するわかりやすい情報の提供による認知度の向上

政策課題

少子高齢化

環境

福祉サービス

観光政策

交通安全

健康づくり

子育て支援

公共交通をとりまく新たな動き

可児駅東西自由通路
供用開始（H30）

おでかけしよKar
Kタク・Kバス
本格運行（H30）

NHK大河ドラマ
「麒麟が来る」（H32）

美濃加茂市コミュニティバス
「あい愛バス
古井駅 - 可児川駅線」
本市内への乗り入れ（H29）

駅前広場整備（H32予定）

可児市子育て健康プラザ
manoオープン（H30）

公共交通の基本方針と計画目標について

課題解決のための方策

路線検索
サービスの活用

コミュニティバス
のPR

バス待ち環境の
改善

鉄道等の乗り継ぎを考慮
したダイヤの見直し

バスロケーション
システムの導入

モビリティ
・マネジメントの実施

人材確保に向けた
取り組み

路線の
見直し

オープンデータの整備